

指定居宅療養管理指導運営規程

第1条 医療法人九州千雅 田中医院が実施する指定居宅療養指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者」という）に対し、適正な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 田中医院が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要支援・要介護者がある有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2. 指定居宅療養管理指導等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 指定居宅療養管理指導を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人九州千雅 田中医院
- (2) 介護保険指定事業所番号 4510312319
- (3) 所在地 宮崎県延岡市北川町川内名 7055-2
- (4) 連絡先 TEL 0982 (46) 2260 FAX 0982 (46) 2693

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 医師 1人(専任常勤) 1人(非常勤)

※医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や、利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(指定居宅療養管理指導等の種類及びサービス提供日、提供時間)

第6条 居宅療養管理指導等の種類及び提供日、提供時間は、次のとおりとする。

(1) 医師による指定居宅療養管理指導等

予め作成された訪問診療計画に沿った訪問診療の時

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、延岡市内の区域とする。

(利用料及び利用料の変更)

第8条 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により、重要事項説明書に記載された利用者の介護保険負担割合に准じた額とする。なお、介護保険の一部負担金につき公費負担がある場合は、その分を減免する。

2 関係法令の変更により、利用料に変更が生じた場合は、事業者は改定後の関係法令に従った利用料に変更することが出来るものとします。

(利用者及びその家族に関する秘密の保持について)

第9条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者にお

ける個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとします。

3 事業者は、従事者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持させるため、従事者である期間及び従事者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従事者に指導周知徹底します。

(事故発生時の対応について)

第 10 条 利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(苦情処理の体制について)

第 11 条 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

2 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(虐待防止のための措置)

第 12 条 事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

2 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

3 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

4 事業者は管理者を虐待防止責任者と定めます。

（その他運営に関する留意事項）

第13条 従業員の質の向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 感染症や災害が発生した場合、利用者が継続して指定居宅療養管理指導の提供を受けられるよう、業務計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

3 感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関して、対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者者に周知徹底を図る。また、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し研修及び訓練を実施するものとする。

（付則）

この規程は、令和06年04月01日から施行する。